

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

剣淵町は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害者自立支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

北海道剣淵町長

## 公表日

令和5年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する事業に関する事務を行っている。障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>①地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定等に関する事務            ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務            ③補装具費の支給決定に関する事務            ④介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定等に関する事務            ⑤計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関する事務            ⑥高額障害福祉サービス等給付費の支給等に関する事務            ⑦地域生活支援事業に関する事務            ⑧療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援に関する事務関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の84の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）            第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（16、26、56の2、57、87、116の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）            第一欄（情報照会者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が含まれる項（108、109、110の項）</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	剣淵町健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	剣淵町(総務課企画財務広報グループ)上川郡剣淵町仲町37番1号 TEL 0165-34-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	剣淵町(総務課企画財務広報グループ)上川郡剣淵町仲町37番1号 TEL 0165-34-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

